

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団運営委員会設置規程

(設置)

第1条 公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団定款第38条の規定に基づき運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第2条 委員会は、こうち男女共同参画センターの設立目的に沿った事業の充実と円滑な運営を図るため、理事長の求めに応じて次の事項を担う。

- (1) 事業の企画について意見を述べ、実施に協力すること。
- (2) 利用しやすい管理・運営について協議・検討すること。
- (3) その他理事長の諮問に応ずること。

(組織及び委員の委嘱)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、理事長が委員を委嘱する。

2 委員の過半数は、利用者・女性団体等の代表者で構成する。

(役員及び職務)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報酬等)

第6条 委員は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

(招集)

第7条 委員会は、会長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。